

京都市鉄道駅総合改善事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、鉄道利用旅客の利便性及び安全性の向上等を図るため、京都市鉄道駅総合改善事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、「京都市補助金等の交付等に関する条例」（平成21年12月22日条例第32号。以下「条例」という。）及び「同条例施行規則」（平成22年3月31日規則第119号）に定めるもののほか、国の定める「鉄道駅総合改善事業費補助交付要綱」（平成11年3月19日鉄施第68号。以下「国要綱」という。）に準じ、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業）

第2条 補助対象事業は、国要綱に基づき京都市域で行われるもので、鉄道利用者の利便性、安全性の向上等を図るために必要となる鉄道駅の改良を行う事業であって、生活支援機能、観光案内機能、地域交流拠点機能その他の鉄道利用者や地域住民等の利便性向上、公共交通の利用促進等の観点から鉄道駅の特性に応じて求められる駅空間の高度化に資する機能を有する施設（商業施設、公立保育所及び公立図書館を除く。以下「駅空間高度化機能施設」という。）又は高齢者、障害者等の移動等の円滑化を図るために必要となる施設の整備を行う事業とする。

（交付の対象等）

第3条 市長は、国の認める補助対象者（鉄軌道事業者等）が行う鉄道駅総合改善事業に要する経費のうち、別表に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 市が交付する補助金の額は、補助対象経費の1/6以内とする。ただし、駅空間高度化機能施設の整備に係る事業費は、全体事業費の2/10を上回らないものとする。

（交付申請）

第4条 補助金の交付申請に当たり、条例第9条に規定する市長等が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

（1）京都市鉄道駅総合改善事業費補助金交付申請書（様式1）

（2）独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）及び京都府の関係する交付申請書の写し

（3）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 補助対象事業者は、機構及び京都府から補助金の交付決定を受けた後、速やかに補助金交付決定書の写しを市長に提出しなければならない。
- 3 補助対象事業者は、第1項の補助金の交付の申請に当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において、消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（交付決定の通知等）

第5条 市長は、前条による補助金の交付申請を受けたときは、予算の範囲内で交付決定を行い、京都市鉄道駅総合改善事業費補助金交付決定通知書（様式2）により補助対象事業者に通知するものとする。

（申請の取り下げ）

第6条 申請を取り下げるに当たり、条例第13条第1項に規定する市長が定める期日は、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内とし、申請を取り下げる旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

（交付決定の変更申請及び通知）

第7条 補助対象事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、京都市鉄道駅総合改善事業費補助金交付決定変更申請書（様式3）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

（1）各工事間に補助対象経費として配分された額を変更する場合

ただし、流用先の費用の当初計画額の30%以内の増減又は1千万円以内の増減のいずれか低い額に該当する場合、1千万円以下の工事件名の追加をする場合、配分額の流用を伴わない減額を除く。

（2）補助対象事業の内容を変更しようとする場合

- 2 市長は、前項による申請を承認したときは、京都市鉄道駅総合改善事業費補助金交付決定変更通知書（様式4）により補助対象事業者に通知するものとする。
- 3 補助対象事業者は、第1項第1号に掲げるただし書に該当する変更を行ったときは、京都市鉄道駅総合改善事業実施計画変更届（様式5）を市長に提出しなければならない。

(状況報告)

第8条 補助対象事業者は、補助対象事業の実施状況について、当該会計年度第2四半期終了後又は市長の要求があったときは、速やかに京都市鉄道駅総合改善事業実施状況報告書（様式6）を市長に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、補助対象事業が年度内に完了しない見込みであるとき又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、事業年度の3月10日までに様式6を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 条例第18条第1項の規定により、補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、補助対象事業の完了日から1箇月を経過した日又は補助対象事業年度の3月25日のいずれか早い日までに、京都市鉄道駅総合改善事業費補助金完了実績報告書（様式7）を市長に提出しなければならない。

2 補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときは、翌年度の4月30日までに、京都市鉄道駅総合改善事業費補助金終了実績報告書（様式8）を市長に提出しなければならない。

3 補助対象事業者は、第1項及び第2項の実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第10条 市長は、補助対象事業者から前条第1項による報告を受けたときは、これを審査のうえ、交付すべき補助金の額を確定し、京都市鉄道駅総合改善事業費補助金の額の確定通知書（様式9）により、補助対象事業者に通知するものとする。

(概算払の請求)

第11条 補助対象事業者は、市から補助金の概算払いを受けようとするときは、京都市鉄道駅総合改善事業費補助金概算払請求書（様式10）を市長に提出しなければならない。

(補助金の請求)

第12条 補助対象事業者は、市から補助金の支払を受けようとするときは、京都市鉄道駅総合改善事業費補助金支払請求書（様式11）を市長に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 補助対象事業者は、第5条第3項ただし書きにより交付申請を行った場合において、補助対象事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに京都市鉄道駅総合改善事業費補助金消費税及び地方消費税の額の確定に伴う補助金の返還報告書（様式12）により市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることとする。

(補助対象事業の中止等)

第14条 補助対象事業者は、補助対象事業の中止、廃止又は譲渡を行おうとする場合は、その旨を記載した書面を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の整理)

第15条 補助対象事業者は、補助事業に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(取得財産等の整理)

第16条 補助対象事業者は、補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、取得し、又は効用の増加した時期、所在場所、価格及び取得財産等に係る補助金等の取得財産等の状況が明らかになるよう整理しなければならない。

(帳簿等の保存)

第17条 補助対象事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、国が別に定める期間保存しておかなければならない。

(1) 第15条及び第16条に規定する帳簿

(2) 取得財産等の得喪に関する書類

(3) 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

(取得財産等の管理等)

第18条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、効率的

に運用しなければならない。

（取得財産等の処分の制限）

第 19 条 補助対象事業者は、取得財産等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。）第 13 条第 1 号から第 3 号までに掲げる財産及び同条第 4 号又は第 5 号の規定により大臣が定める財産に限る。）について、補助金交付の目的及び耐用年数省令を勘案して、大臣が別に定める期間を経過するまでは、大臣の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。

2 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ京都市鉄道駅総合改善事業費補助金財産処分承認申請書（様式 13）を提出して市長の承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第 1 項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者に利益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を市に納付させることとする。

（監督）

第 20 条 市長は、必要と認めるときは、補助対象事業者に対して補助対象事業の実施状況及び補助金の整理について検査を行い、又は報告を求めることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 29 年 5 月 8 日から施行する。
- 3 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

費目	費目の区分
1 本工事費	土木費
	線路設備費
	電路設備費
	停車場設備費
	駅附帯設備費（注）
2 附帯工事費	
3 用地費	

（注）駅空間高度化機能施設の整備については，土木工事，建築工事その他の駅や建物と一体となった部分の整備に係る経費のみを対象とし，器具，装飾品その他の設備整備に係る経費を含まないものとする。

(あて先) 京都市長 ○○ ○○

住 所

氏名又は名称

年度 京都市鉄道駅総合改善事業費補助金交付申請書

年度京都市鉄道駅総合改善事業費補助金について、京都市補助金等の交付等に関する条例第 9 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助対象事業の名称

2 補助対象事業の目的及び内容

(1) 目的

(2) 内容

3 補助対象経費

金 円

4 補助金交付申請額

金 円

5 補助対象経費の使用方法及び事業の計画

別紙 1 及び別紙 2 のとおり

※ 補助金の交付申請に当たっては、鉄道・運輸機構及び京都府の関係する補助金交付申請書の写しを添付すること。

2 補助対象経費の内訳

費目	補助事業計画額				完了予定 期日	備考
	計画額	前年度まで (実績)	今年度	翌年度以降		
合計						

- (1) 補助事業の費目ごとに経費の積算した書類（別紙 2）を添付すること。
- (2) 第 4 条第 3 項に掲げる消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、備考欄にその旨を記載すること。
- (3) その他必要な書類を添付すること。

年度 京都市鉄道駅総合改善事業実施計画経費積算書

(単位:円)

費目	内容	積算内訳

京都市指令都歩ま第 号
年 月 日

様

京都市長 ○○ ○○

年度 京都市鉄道駅総合改善事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付け第 号で申請のあった「 年度 京都市鉄道駅総合改善事業」について、下記のとおり交付決定することを決定したので、京都市補助金等の交付等に関する条例第 12 条第 1 項の規定に基づき、通知する。

記

1 補助対象事業

2 補助対象経費

3 交付金額

金

円（ただし、事業完了後、別途、額の確定を行う）

4 交付の条件

(あて先) 京都市長 ○○ ○○

住 所

氏名又は名称

年度 京都市鉄道駅総合改善事業費補助金交付決定変更申請書

年 月 日付け京都市指令都歩ま第 号で補助金の交付決定通知のありました標記補助金に係る補助対象事業について、下記のとおり変更したいので、京都市鉄道駅総合改善事業費補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定に基づき申請します。

記

1 変更を必要とする理由

2 補助金の額

交付決定変更申請額	金	円
交付決定済額	金	円
増減額	金	円

3 補助対象経費の使用方法及び事業の計画

別紙 1 及び別紙 2 のとおり

※ 補助金の交付決定変更申請に当たっては、鉄道・運輸機構及び京都府の関係する補助金交付決定変更申請書の写しを添付すること。

2 補助対象経費の内訳

費目	補助事業計画額				完了予定 期日	備考
	計画額	前年度まで (実績)	今年度	翌年度以降		
合計						

- (1) 変更前の数値を上段に括弧書きすることによって、変更の内容が明らかになるように記載するとともに、備考欄に変更の主な理由を記載すること。
- (2) 補助事業の費目ごとに経費の積算した書類（別紙 2）を添付すること。
- (3) 第 4 条第 3 項に掲げる消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) その他必要な書類を添付すること。

年度 京都市鉄道駅総合改善事業実施計画経費積算書

(単位:円)

費目	内容	積算内訳

京都市指令都歩ま第 号
年 月 日

様

京都市長 ○○ ○○

年度 京都市鉄道駅総合改善事業費補助金交付決定変更通知書

年 月 日付け第 号で交付決定の変更申請のあった「 年度 京都市
鉄道駅総合改善事業」については、京都市鉄道駅総合改善事業費補助金交付要綱第 7
条第 2 項の規定により交付決定を変更したので、下記のとおり通知する。

記

1 補助対象事業

2 補助対象経費

3 交付金額

金 円（ただし、事業完了後、別途、額の確定を行う）

4 交付の条件

(あて先) 京都市長 ○○ ○○

住 所

氏名又は名称

年度 京都市鉄道駅総合改善事業実施計画変更届

年 月 日付け京都市指令都歩ま第 号で補助金の交付決定通知のありました標記補助金に係る補助対象事業について、下記のとおり変更したいので、京都市鉄道駅総合改善事業費補助金交付要綱第 7 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。

記

1 補助金の額

交付決定変更申請額	金	円
交付決定済額	金	円
増減額	金	円

2 補助対象経費の使用方法及び事業の計画

別紙 1 及び別紙 2 のとおり

2 補助対象経費の内訳

費目	補助事業計画額				完了予定 期日	備考
	計画額	前年度まで (実績)	今年度	翌年度以降		
合計						

(1) 変更前の数値を上段に括弧書きすることによって、変更の内容が明らかになるように記載するとともに、備考欄に変更の主な理由を記載すること。

(1) 補助対象経費に係る見積書及び補助金額の算出基礎
(2) その他申請に必要な書類

年度 京都市鉄道駅総合改善事業実施計画経費積算書

(単位:円)

費目	内容	積算内訳

様式 6

第 号

年 月 日

(あて先) 京都市長 ○○ ○○

住 所

氏名又は名称

年度 京都市鉄道駅総合改善事業実施状況報告書

年 月 日付け京都市指令都歩ま第 号で補助金の交付決定通知のありました標記補助金に係る補助対象事業について、京都市鉄道駅総合改善事業費補助金交付要綱第 8 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

※ 報告にあたっては、別紙 1、別紙 2 又は別紙 3 を添付すること。

[illegible]

(注)

- (1) 計画額に変更があった場合は、変更後の計画額を記載し、当初の計画額を上段に括弧書きすること。
- (2) 計画額との差額について、その主な理由等を備考欄に記載すること。
- (3) その他必要な書類を添付すること。

年度 京都市鉄道駅総合改善事業実施状況表

(単位;円)

費目	計画額 A	3月末までの 実績見込額 B	計画額との 差額 A-B	計画額との差額の内訳			備考
				年度内に 完了しない分	遂行が困難と なった分	その他	
合計							

(注)

- (1) 計画額に変更があった場合は、変更後の計画額を記載し、当初の計画額を上段に括弧書きすること。
- (2) 計画額との差額について、その主な理由等を備考欄に記載すること。
- (3) その他必要な書類を添付すること。

年度 京都市鉄道駅総合改善事業実施状況表

(単位;円)

費目	計画額 A	年 月 日 までの実績見込額 B	計画額との 差額 A-B	計画額との差額の内訳		備考
				遂行が困難と なった分	その他	
合計						

(注)

- (1) 計画額に変更があった場合は、変更後の計画額を記載し、当初の計画額を上段に括弧書きすること。
- (2) 計画額との差額について、その主な理由等を備考欄に記載すること。
- (3) その他必要な書類を添付すること。

様式 7

第 号

年 月 日

(あて先) 京都市長 ○○ ○○

住 所

氏名又は名称

年度 京都市鉄道駅総合改善事業費補助金完了実績報告書

年 月 日付け京都市指令都歩ま第 号で補助金の交付決定通知のありました標記補助金に係る補助対象事業の完了実績について、京都市補助金等の交付等に関する条例第 18 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

年度 京都市鉄道駅総合改善事業完了実績表

(単位;円)

費目	本年度 計画額 A	本年度 実績額 B	計画額との 差額 A-B	本年度実績の概要	備考
合計					

(注)

- (1) 計画額に変更があった場合は、最終の計画額を記載し、当初の計画額を上段に括弧書きすること。
- (2) 計画額との差額について、その主な理由等を備考欄に記載すること。
- (3) その他必要な書類を添付すること。

年度 京都市鉄道駅総合改善事業費補助金精算調書

(単位;円)

費目	交付 決定額 A	計画額 B	実績額 C	計画額との 差額 B-C	精算 補助金額 E	概算払 受領済額 F	差引補助金 未受領済額 (△返還) $H=E-F$	備考
合計								

(注)

- (1) 当初の計画額に変更があった場合は、最終の計画額を記載すること。
- (2) その他必要な書類を添付すること。

様式 8

第 号

年 月 日

(あて先) 京都市長 ○○ ○○

住 所

氏名又は名称

年度 京都市鉄道駅総合改善事業費補助金終了実績報告書

年 月 日付け京都市指令都歩ま第 号で補助金の交付決定通知のありました標記補助金に係る補助対象事業の年度終了実績について、京都市補助金等の交付等に関する条例第 18 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

年度 京都市鉄道駅総合改善事業年度終了実績表

(単位;円)

費目	計画額 A	実績額 B	計画額との差額 A-B	進捗よ率 B/A(%)	今後の実績見込額		備考
					繰越額	その他	
合計							

(注)

- (1) 当初の計画額に変更があった場合は、変更後の計画額を記載し、当初の計画額を上段に括弧書きすること。
- (2) 計画額との差額について、その主な理由等を備考欄に記載すること。
- (3) その他必要な書類を添付すること。

都歩ま第 号
年 月 日

様

京都市長 ○○ ○○

年度 京都市鉄道駅総合改善事業費補助金の額の確定通知書

年 月 日付け第 号で実績報告のあった「 年度京都市鉄道駅総合改善事業」については、下記のとおり補助金の交付額を確定したので、京都市補助金等の交付等に関する条例第 19 条の規定に基づき、通知する。

記

1 確定補助金額

金 円

2 その他

- (1) 鉄道・運輸機構及び京都府の額の確定通知があった場合は、速やかに額の確定通知書を送付すること。

様式 10
第 号
年 月 日

(あて先) 京都市長 ○○ ○○

住 所
氏名又は名称

京都市鉄道駅総合改善事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け都歩ま第 号で補助金の額の確定のあった標記補助金について、京都市鉄道駅総合改善事業費補助金交付要綱第 11 条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 補助金額

金 円

2 概算払請求額及び算出基礎

費目	計画額	建設等に要する 資金の額	概算払可能額	前回までの 概算払累計額	今回概算払 予定額
	円	円	円	円	円

3 受取人（口座名義）

住所 _____
氏名 _____

4 振込金融機関及び支店名

5 預金種別

6 口座番号

※ 金融機関名及び口座名義にふりがなを入れること。

様式 11
第 号
年 月 日

(あて先) 京都市長 ○○ ○○

住 所
氏名又は名称

京都市鉄道駅総合改善事業費補助金支払請求書

年 月 日付け都歩ま第 号で補助金の額の確定のあった標記補助金について、京都市鉄道駅総合改善事業費補助金交付要綱第 12 条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

- 1 補助金額（京都市鉄道駅総合改善事業費補助金交付要綱第 10 条により確定された額）
金 円
- 2 受取人（口座名義）
住所 _____
氏名 _____
- 3 振込金融機関及び支店名
- 4 預金種別
- 5 口座番号

※ 金融機関名及び口座名義にふりがなを入れること。

様式 12
第 号
年 月 日

(あて先) 京都市長 ○○ ○○

住 所
氏名又は名称

年度 消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

年 月 日付け都歩ま第 号で補助金の額の確定の通知のありました標記補助金について、京都市鉄道駅総合改善事業費補助金交付要綱第 13 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額
金 円
- 2 完了実績報告書提出時における京都市鉄道駅総合改善事業費補助金交付要綱第 4 条第 3 項に規定する消費税等に係る仕入控除税額
金 円
- 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う京都市鉄道駅総合改善事業費補助金交付要綱第 4 条第 3 項に規定する消費税等仕入控除額
金 円
- 4 補助金返還相当額
金 円

※ 別紙として積算の内訳を添付すること。